

中央労働基準協会支部 講習会開催予定〔令和4年8月～令和5年3月〕

令和4年7月15日現在

講習名	月 日	受講費(円) (受講料+テキスト代+税込)	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	23,210		満席		28～30日				22～24日
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	15,180	満席		17・18日		15・16日		21・22日	
	石綿作業主任者技能講習	15,180		満席		10・11日		19・20日		9・10日
教特別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育	9,810							27日	
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	14,630			27・28日				9・10日	
	衛生推進者養成講習	9,900		20日		18日		16日		2日
	安全管理者選任時研修	(会員)10,500 (非会員)12,500		5・6日		7・8日		24・25日		6・7日
	リスクアセスメント担当者研修	(会員)10,500 (非会員)12,500							7日	
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習	第1種3日	(会員)19,000 (非会員)22,000	17～19日		5～7日		7～9日		15～17日
		第2種2日	(会員)16,140 (非会員)19,140	17・18日		5・6日		7・8日		15・16日
		特例第1種1日	(会員)9,400 (非会員)10,400	19日		7日		9日		17日
その他安全衛生講習	総括安全衛生管理者講習	(会員)10,400 (非会員)12,400			21日					
	新たに選任された衛生管理者のためのセミナー(日程未定)	無料 【しおり代、715円】								
	初級衛生管理者実務講座(未定)	(会員)4,320 (非会員)6,320								
人事労務講習等	年金講座【2回セット】	(会員)7,650 (非会員)10,650					5日 12日			
	初級講座	労働基準法等基礎講座	(会員)3,550 (非会員)5,550	2日						
		社会保険【健保・年金】基礎講座	(会員)4,010 (非会員)6,010	4日						
	中級講座	労働基準法等実務講座【2回セット】	(会員)8,200 (非会員)11,200				15日 22日			
		社会保険【健保・年金】実務講座【2回セット】	(会員)7,760 (非会員)10,760			4日 11日				
	女性関連セミナー(未定)	無料								
大会等	中央健康推進大会(予定:銀座プロッサム)			15日						

※講習等の日程及び内容に関しましては、変更になる場合がございますので、ご了承ください。(その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。)

※講習会場は、原則、中労基協ビル4階ホールです。(大会等は、除く。)

※受講料、テキスト代は消費税を含んだ金額となっております。テキスト代は改訂により変更となる場合があります。

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

講習におけるコロナ感染症拡大に関する対応について

当ホールではお客様やサービススタッフの健康と安全を考慮し、新型コロナウイルス感染防止対策として以下の対応を実施しております。

会場内

- ① シャープ プラズマクラスター加湿空気清浄機 2台設置
- ② 加湿器 2台設置【加湿器の水は除菌水】現在停止中
- ③ CO2 クロツツ空間除菌(二酸化塩素発生剤)30畳～40畳用 2個設置
- ④ 24時間換気
- ⑤ 終了時にはクレベリンにて机、椅子、ドアノブ、マイク等の消毒
- ⑥ 終了時には全ての窓を開けての換気
- ⑦ 終了時には掃除機にて床の清掃

\*定期的にカーベットの張替え等クリーニングをしております。

会場外

- ① アルボナース 各階に設置
- ② アルコール入ウェットタオル設置
- ③ 共有部分(手すり、スイッチ等)は定期的にクレベリンにて清掃
- ④ エレベータ内にはCLO2 クロツツ空間除菌(二酸化塩素発生剤)設置

- ⑤ ビル入口にて非接触型サーマルカメラにより検温を実施

講習会場受付

- ① 飛沫防止シートを使用
- ② 担当者は、フェイスシールド、マスク、手袋を着用
- ③ 非接触型サーマルカメラ及び体温計により、職員含め全員検温を実施

講習中

- ① ソーシャルディスタンスを保つため、定員を減らして開催(全国学習塾協会コロナガイドラインに準じ講師生徒間の1メートルの間隔を確保)
- ② 窓を開けての講義 定期的な換気  
当ホール最大換気量 2,000 m<sup>3</sup>(三菱電機業務用ロスナイ天吊埋込形 LGH50RMP 4台設置)  
定期的にCO2濃度測定器にて計測

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会(略称:(公社)東基連) 中央労働基準協会支部

〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

中央労基協 Report

令和4年8月

トピックス 新型コロナ「罹患後症状も労災に！」

厚生労働省は、全国の労働局へ令和4年2月に本感染症について、「感染性が消失した後も症状が持続し(罹患後症状があり)、呼吸器や循環器等に症状がみられる場合があることから、療養や休業が必要と認められる場合には労災保険給付の対象となることに留意すること。」と強調し、また、同年5月には本感染症に係る罹患後症状の取扱いを明確に示しています。(次頁の令和4年5月12日 基補発 0512 第1号「新型コロナウイルス感染症による罹患後症状の労災補償における取扱い等について」を御参照ください。)

また、同省は、労災保険の「メリット制」と呼ばれる確定保険料の額を増減させる収支率算定に、本感染症に関する給付額について反映させないとする特例を設け、コロナ関連の労災が認められても企業の保険料負担が増えない仕組みも整えています。

これらから、コロナに罹った労働者が労災の手続きを進めるに際し、企業も協力しやすく、医療機関でも労災申請を勧め易くなったのか、労災請求件数が急増しているようです。

同省では、下表のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る月別労災請求・決定件数」を公表しています。内容は、令和4年5月末現在で、上記通達が発出された後、4年3月が5,983件(対前年同月比約2.1倍)、同年4月が8,331件(同約4.3倍)、同年5月が7,002件(同約4.5倍)と明らかに増加傾向を示しています。

今後、更なる請求増が想定されますが、コロナ禍での労働者の生活維持や経済回復につなげるためにも、労使ともに労災の積極的な活用が求められています。

新型コロナウイルス感染症に係る月別労災請求・決定件数

令和4年5月31日現在

【令和元年度】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	1
決定件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0
うち支給件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0

【令和2年度】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求件数	5	54	370	368	186	356	443	343	526	1,075	1,939	2,807	8,472
決定件数	0	7	48	226	229	221	237	254	328	496	633	2,067	4,746
うち支給件数	0	7	48	226	229	221	213	247	325	440	623	1,974	4,553

【令和3年度】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求件数	1,948	1,569	2,172	1,783	1,141	1,518	2,045	1,799	1,036	580	1,401	5,983	22,975
決定件数	1,411	1,713	2,183	1,904	1,951	1,309	1,461	1,771	1,886	1,258	880	1,890	19,617
うち支給件数	1,396	1,699	2,172	1,888	1,938	1,304	1,452	1,756	1,854	1,246	871	1,875	19,451

【令和4年度】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	累計
請求件数	8,331	7,002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,333	46,781
決定件数	2,327	4,702	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,029	31,392
うち支給件数	2,298	4,697	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,995	30,999

※1 「請求件数」は当該月に請求された事業、「決定件数」は当該月に決定した事業の件数です。

※2 本表の内容は、請求事業の調査の進捗を踏まえ変更することがあります。

※厚生労働省ホームページより

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症による罹患後症状の労災補償における取扱い等について

新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という。）の労災補償の取扱いについては、令和2年4月28日付け基補発 0428 第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」に基づき実施しているところであり、本感染症の罹患後症状についても労災保険給付の対象としてきたところであるが、今般、「新型コロナウイルス感染症診療の手引き 別冊罹患後症状のマネジメント（第1版）」（以下「診療の手引き」という。）が取りまとめられたことを踏まえ、本感染症に係る罹患後症状の労災補償における取扱いを明確にした上で、今後、より一層適切な業務運営の徹底を図ることとするので、下記により、適切な対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 基本的な考え方

本感染症については、感染性が消失した後であっても、呼吸器や循環器、神経、精神等に係る症状がみられる場合がある。新型コロナウイルス感染後のこれらの症状については、いまだ不明な点が多く、国内における定義は定まっていないが、WHOの定義の「post COVID-19 condition」を「COVID-19後の症状」と訳した上で、診療の手引きでは「罹患後症状」とされた。

これらの罹患後症状については、業務により新型コロナウイルスに感染した後の症状であり療養等が必要と認められる場合は、労災保険給付の対象となるものであること。

2 具体的な取扱い

(1) 療養補償給付

医師により療養が必要と認められる以下の場合については、本感染症の罹患後症状として、療養補償給付の対象となる。

ア 診療の手引きに記載されている症状に対する療養（感染後ある程度期間を経過し

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440（受付時間 平日8:30~17:15）

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

<p><b>事例1</b> デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大</p> <p>【企業概要】【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業</p> <p><b>課題と対応</b> 店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。</p> <p><b>実施概要</b> デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。</p> <p>デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）</p> <p><b>導入前</b> 従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をする。調理に合わせた商品提供をしている。</p> <p><b>導入後</b> デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。</p> <p><b>実施結果</b> コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話応対がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。</p> <p><b>成果</b> デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。</p>	<p><b>事例7</b> 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化</p> <p>【企業概要】【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業</p> <p><b>課題と対応</b> 会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。</p> <p><b>実施概要</b> 会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務管理システムを導入した。</p> <p>日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）</p> <p><b>導入前</b> 売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができなかった。</p> <p><b>導入後</b> 予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上</p> <p><b>実施結果</b> 業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。</p> <p><b>成果</b> 機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。</p>
--	--

てから出現した症状も含む)

イ 上記アの症状以外で本感染症により新たに発症した傷病（精神障害も含む）に対する療養

ウ 本感染症の合併症と認められる傷病に対する療養

## (2) 休業補償給付

罹患後症状により、休業の必要性が医師により認められる場合は、休業補償給付の対象となる。

なお、症状の程度は変動し、数か月以上続く症状や症状消失後に再度出現することもあり、職場復帰の時期や就労時間等の調整が必要となる場合もあることに留意すること。

## (3) 障害補償給付

診療の手引きによれば、本感染症の罹患後症状はいまだ不明な点が多いものの、時間の経過とともに一般的には改善が見込まれることから、リハビリテーションを含め、対症療法や経過観察での療養が必要な場合には、上記のとおり療養補償給付等の対象となるが、十分な治療を行ってもなお症状の改善の見込みがなく、症状固定と判断され後遺障害が残存する場合は、療養補償給付等は終了し、障害補償給付の対象となる。

## 3 相談等における対応

本感染症に係る罹患後症状の労災保険給付に関する相談等があった場合には、上記の取扱い等の懇切丁寧な説明に努めることとし、罹患後症状がいまだ不明な点が多いこと等を理由として、労災保険給付の対象とならないと誤解されるような対応は行わないよう徹底すること。

なお、罹患後症状については、「いわゆる“後遺症”」として「後遺症」との用語を用いられる場合も少なくないが、通常は障害補償給付における後遺障害の状態ではなく、療養が必要な状態を意味する場合が多いことから、説明等を行う際に誤解を生じさせることのないよう留意すること。

## 4 周知

本感染症それ自体はもとより、症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も労災保険給付の対象となることについて、令和2年11月20日付け基補発1120第1号「新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」により指示したところのほか、あらゆる機会をとらえて、医療機関や被災労働者の方などに周知すること。

## 5 その他

上記2の(3)により障害補償給付を行う際には、当分の間、事前に当課業務係に協議すること。

# 令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した  
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



## 概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場  ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については次頁をご覧ください。